



## アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

販売用資料

## 足元の中国株式市場と今後の市場環境見通しについて

作成基準日:2015年7月9日

平素は「アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。足元で中国株式市場が大幅に下落しています。当ファンドは中国株式に投資するファンドではありませんが、世界の金融市場の先行き不透明感が高まっていることを考慮し、金融市場全般への影響や当ファンドの運用における市場環境見通し等についてご案内申し上げます。

## 足元の中国株式市場とマーケット全般への影響

中国本土市場の代表的な株価指数である上海総合指数は、2015年6月12日に付けた直近高値から32.1%下落しました(7月8日終値基準)。この急落の要因は、①バリュエーション(投資価値基準)の高騰、②多数のIPO(新規株式公開)による需給悪化懸念、③市場参加者は個人投資家が中心で、最近信用取引が急増していたこと、などが考えられます。この急落を受けて、中国当局は信用取引の規制緩和及びIPOの停止、投資ファンドによる買い支えなど、株価下落を食い止めるための方策をあいついで発表していますが、それほど効果を発揮していないのが現状です。そして、こうした動きが世界的に投資家の不安心理をあおり、リスク資産とみなされる株式や新興国の債券、原油などの資源価格が下落し、その一方で先進国債券は上昇しました(米ドルベース)。なお、7月9日(木)の上海総合指数は前日比+5.8%と反発しています。

## 上海総合指数の推移



上海総合指数とは、上海証券取引所が公表している株価指数で、中国(本土)の株式市場の銘柄の値動きを表す指数です。

## 今後の市場環境見通しと運用方針について

日々大きな変動が続く中国の株式市場ですが、当ファンドの主要投資対象であるアジア諸国・地域のソブリン債・準ソブリン債に対する影響は、いまのところ軽微なものにとどまっています。また、為替市場については、リスク回避的な動きから、足元は円高に振れています。アジア諸国・地域の通貨の為替レートへの影響は限定的です。上記のように中国株式市場は大幅な下落となりましたが、同期間(2015年6月12日~7月8日)における当ファンドの基準価額※は分配金再投資ベースでマイナス1.7%と、相対的に小幅な下落にとどまっています。

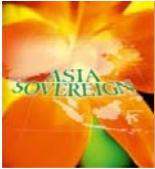
その背景には、アジア諸国・地域のファンダメンタルズが他の新興国と比較して相対的に良好で、①株価の下落が債券市場では金利低下要因となる国が多いこと、②多くのアジア通貨は良好なファンダメンタルズを背景に、市場が混乱した場合でも、新興国通貨のなかで相対的に売られにくい傾向にあるなどといった理由があるものと考えられます。

中国株式市場の急落を引き起こした要因はまだ解決したわけではなく、中国株式市場はしばらく値動きの大きい展開となることも考えられますが、上記の理由により、当ファンドについては、大きな影響は受けないものと考えています。

当ファンドでは、引き続き、運用方針に沿ってアジア諸国・地域のソブリン債・準ソブリン債を組み入れて運用を行うことにより、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長をめざして運用を行ってまいります。

※2015年6月15日~7月9日(外国資産の基準価額への評価タイミングを考慮しています)

上記は、過去の実績・状況です。本見通し分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮していません。



# アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

## ファンドに係るリスクについて

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。  
 したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**  
 ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」および「信用リスク(デフォルト・リスク)」等があります。  
 ※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

## ファンドの目的・特色

### 【目的】

安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

### 【特色】

#### 1. 日本を除くアジア諸国・地域のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とし分散投資を行います。

◆ソブリン債券・準ソブリン債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。

また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

【準ソブリン債券】政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

◆自国通貨建債券のほか、米ドル建債券等の外国通貨建債券にも投資します。

●米ドル建債券等の外国通貨建債券に投資した場合には、原則として、実質的に債券発行国(アジア諸国・地域)の自国通貨建となるようにマザーファンドで為替取引を行います。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

#### 2. ソブリン債券・準ソブリン債券からの安定した利子収入の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

◆金利水準・金利見通し・為替見通し・信用力等を考慮し、投資を行います。

債券投資から得られる利子収入と経済成長を背景とした通貨上昇期待の高い国・地域への投資配分を高めます。

◆原則として、対円での為替ヘッジは行いません。

投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

#### 3. 毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月22日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益配分方針に基づいて分配を行います。

##### 収益配分方針

・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

・委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。)

◆基準価額水準や分配対象収益を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

## 委託会社およびファンドの関係法人

■委託会社 三菱UFJ国際投信株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号  
 加入協会:一般社団法人投資信託協会  
 一般社団法人日本投資顧問業協会

■受託会社 株式会社りそな銀行  
 (再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■販売会社 販売会社の照会先は以下の通りです。

三菱UFJ国際投信株式会社  
 TEL 0120-759311(フリーダイヤル)  
 受付時間/営業日の9:00~17:00  
 ホームページ <http://www.am.mufg.jp/>



# アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

## ファンドの目的・特色

### 収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

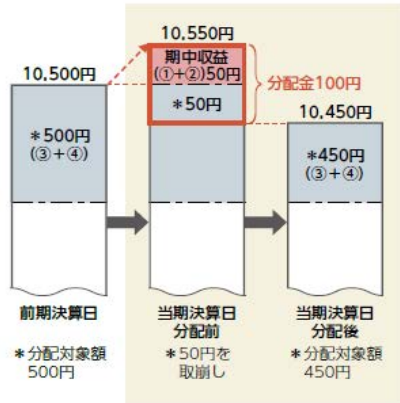
#### 投資信託から分配金が支払われるイメージ



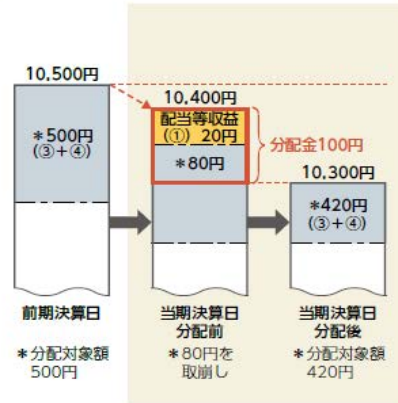
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

#### 計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

##### 前期決算日から基準価額が上昇した場合(イメージ)



##### 前期決算日から基準価額が下落した場合(イメージ)



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

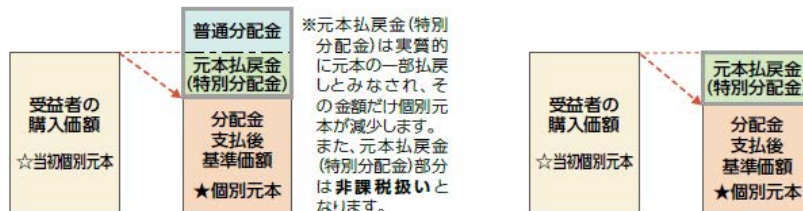
期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)  
 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ **ファンドのしくみ：ファミリーファンド方式により運用を行います。**  
 ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。





# アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

## 投資リスク

### ●為替変動リスク

当ファンドは、主に日本を除くアジア諸国・地域の通貨建等の有価証券に投資します(ただし、これらに限定されるものではありません。)。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

### ●金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

### ●信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国・地域の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

当ファンドは、投資適格債(BBB格相当以上の債券)のほか、投資適格債の格付けを下回る「BB格相当以下の債券」も投資対象とします。

### ●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

### ●カントリー・リスク

債券の発行国・地域の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

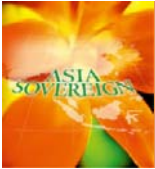
- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
  - ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
  - ・海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
  - ・先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

**上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。**

**くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

### ■その他の留意点

当ファンドでは、一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります。直物為替先渡取引の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。



# アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

## 追加型投信／海外／債券

**手続・手数料等** お申込みの際は、必ず投資信託説明書(交付目論見書)等をご覧ください。

### ■お申込みメモ

#### 【購入時】

- 購入単位 販売会社が定める単位
- 購入価額 購入受付日の翌営業日の基準価額

#### 【換金時】

- 換金単位 販売会社が定める単位
- 換金価額 換金受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額\*を差引いた価額  
\*換金受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**をかけた額とします。  
原則として、換金受付日から起算して6営業日目から、販売会社にてお支払いします。

- 換金代金

#### 【申込について】

- 申込不可日 シンガポールの銀行、シンガポール取引所、香港の銀行、香港取引所のいずれかが休業日の場合には、購入・換金はできません。  
当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金はありません。

- 換金制限

#### 【その他】

- 信託期間 無期限(平成21年9月28日設定)
- 繰上償還 当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または30億口を下回るようになった場合等には、繰上償還されることがあります。
- 決算日 毎月22日(休業日の場合は翌営業日)
- 収益分配 毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。  
販売会社との契約により再投資することも可能です。  
課税上の取扱いが株式投資信託となります。  
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。  
くわしくは、販売会社にお問い合わせください。  
※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
- 課税関係

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入受付日の翌営業日の基準価額に対して、 <b>上限3.24%(税込)(上限3.00%(税抜))</b> がかかります。 (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)
信託財産留保額	換金受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> をかけた額とします。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率1.62%(税込)(年率1.50%(税抜))</b> をかけた額とします。
その他の費用・ 手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.00432%(税込)(年率0.00400%(税抜))</b> 以内をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

#### 本資料に関してご留意いただきたい事項

本資料は三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等を販売会社よりお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

- 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。



# アジア・ソブリン・オープン(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券

**販売会社** お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本 投資顧問業 協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○
おきなわ証券株式会社	金融商品取引業者	沖縄総合事務局長(金商)第1号	○		
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○		
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○		
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○		
東武証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第120号	○		
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○	○	
新潟証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○		
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○		
西村証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第26号	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○		
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○		
松阪証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第19号	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○	○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○		
株式会社西京銀行(※新規募集停止)	登録金融機関	中国財務局長(登金)第7号	○		
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○		
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○	○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○	
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○		
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第3号	○		
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○		
株式会社長崎銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第11号	○		
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○		
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○		
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○	
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○		
株式会社北洋銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○	○	○
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第8号	○		
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○		
株式会社山形銀行(インターネット専用商品)	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第36号	○	○	
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○	
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○		
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号	○		

※今後、上記の販売会社については変更となる場合があります。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等を販売会社よりお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。なお、以下の点にもご留意ください。

- 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。
- 本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。
- 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。